



第1章

計画の策定にあたって



第1章では、本計画の策定に係る基本事項について掲載しています。

1-1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、仕事と子育ての両立や待機児童問題など、子育てをめぐる環境は厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法※が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである子ども・子育て支援新制度が創設されました。

この新制度に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の5年間を計画期間とする第1期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。

第1期計画期間中に、国では子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月には、待機児童の解消や女性の就業率の向上（M字カーブの解消）を目的とした子育て安心プランが発表されました。また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、引き続き教育・保育の量の拡大、質の向上が求められています。

そこで、本市では第1期計画の内容や国の指針や動向を踏まえて、第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

※子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」

「認定こども園法の一部改正法」

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」



1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

(1) 「子ども・子育て関連3法」成立と「子ども・子育て支援新制度」の実施

国では、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付けるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成22年に子ども・子育てビジョンが閣議決定され、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

この子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの健やかな育ちを保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量の拡大、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進していくものです。

また、第1期計画を推進していく中で、国は待機児童解消加速化プランに代わって子育て安心プランを策定し、待機児童解消に必要な保育の受け皿の確保とM字カーブの解消を目指してきました。

また、共働き家庭等の小1の壁を打破するという観点から放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プランを策定し、学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な実施と計画的な整備が求められています。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、貧困の状況にある子どもの健やかな育成環境の整備を目指すことが謳われているほか、令和元年の児童福祉法改正により児童虐待防止対策の強化が図られるなど、子ども・子育て支援施策をめぐる動向は目まぐるしく変化しています。

本市では、こうした国の動向を踏まえたうえで、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

子ども・子育て支援のさらなる促進へ ～育児と就労の両立・子どもの権利擁護～

子ども・子育て支援の意義=子どもの視点に立った、
子どもが健やかに成長することができる社会の実現

待機児童解消に向けた
保育の受け皿確保

共働き家庭等の
「小1の壁」の打破

貧困対策を総合的に推進
児童虐待の防止

平成25年
待機児童解消
加速化プラン
策定

平成29年
子育て安心
プラン
策定

平成26年
放課後子ども
総合プラン
策定

平成30年
新・放課後
子ども総合
プラン策定

平成25年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律策定

令和元年
児童福祉法
改正

1-3 計画の目的・性格

(1) 計画の目的・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項※に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）として位置づけます。また、新・放課後子ども総合プランで掲げる取り組みべき内容を盛り込みます。

※子ども・子育て支援法第61条第1項

「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

(2) 他計画との関連・整合

本計画は、「第2次深谷市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。また、策定にあたっては、子ども・子育て支援施策に関連する「第3次深谷市地域福祉計画」の方向性を反映するものとします。

(3) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
総合計画	第2次基本構想(令和9年度まで) 前期基本計画(令和4年度まで)、後期基本計画(令和9年度まで)										
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第2次	第3次計画(令和7年度まで)									
子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期計画(令和6年度まで)									



1-4 計画の策定体制

(1) 深谷市子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、深谷市内の保護者、子ども・子育て支援関連の事業者、学識経験者等により構成される「深谷市子ども・子育て会議」における、各種審議を踏まえて策定しました。なお、「第5章（3）教育・保育の量の見込み及び確保の方策」のうち、教育の量の見込みについては、合意形成に至りませんでした。（審議経過等については73頁参照）

(2) 市民意向調査

本計画を策定するため、生活の状況や子育てに関する保護者の意識などを把握するとともに、幼稚園・保育園等の施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況と、今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、平成31年3月に市民意向調査を実施しました。

(3) 関係団体意識調査

市民意向調査では把握しきれない現状やニーズを把握するため、市内の保育園や学童保育室等の関係団体を対象に、文書による意識調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和2年1月17日から令和2年2月6日までパブリックコメントを実施しました。

第1章
計画の策定にあたって